

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券を保有し、償却原価法を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

退職給付引当金は、財団法人門真市文化振興事業団職員退職手当支給規則に基づき、財団常勤職員の退職により支給する退職手当に充てるため、期末要支給額の全額を計上している。

但し、退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）の2に基づき、定額法により15年で均等償却している。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理による会計処理をしている。

(5) 消費税等の会計処理

税込処理をしている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000
基本財産引当預金	800,000,000	0	0	800,000,000
小計	1,800,000,000	0	0	1,800,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	4,695,000	3,417,762	0	8,112,762
小計	4,695,000	3,417,762	0	8,112,762
合計	1,804,695,000	3,417,762	0	1,808,112,762

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
投資有価証券	1,000,000,000	(1,000,000,000)	(0)	-
基本財産引当預金	800,000,000	(800,000,000)	(0)	-
小 計	1,800,000,000	(1,800,000,000)	(0)	-
特定資産				
退職給付引当資産	8,112,762	(0)	(0)	(8,112,762)
小 計	8,112,762	(0)	(0)	(8,112,762)
合 計	1,808,112,762	(1,800,000,000)	(0)	(8,112,762)

4 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
第42回利付国債(5年)	99,962,800	99,050,000	912,800
第42回利付国債(5年)	100,065,600	99,231,900	833,700
第42回利付国債(5年)	200,075,200	198,100,000	1,975,200
第42回利付国債(5年)	200,092,400	198,100,000	1,992,400
第274回利付国債(10年)	99,895,200	99,150,000	745,200
第274回利付国債(10年)	99,992,000	99,150,000	842,000
第276回利付国債(10年)	100,344,000	100,460,900	116,900
第276回利付国債(10年)	100,400,000	99,930,000	470,000
合 計	1,000,827,200	993,172,800	7,654,400

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	補助金		合計
	市補助金	府等助成金	
交付者	門真市	大阪府	
前期末残高	0	0	0
当期増加額	33,080,953	931,357	34,012,310
当期減少額	33,080,953	931,357	34,012,310
当期末残高	0	0	0
貸借対照表上の記載区分	-	-	-

6 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
門真市からの補助金振替額	33,080,953
大阪府からの助成金振替額	931,357
合 計	34,012,310